

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき公告する。

令和4年4月13日

静岡県知事 川勝平太

1 取消年月日

令和4年4月13日

2 建設業の許可の全部を取り消したもの（廃業届の提出によるもの）

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	建設業の種類
(有) 小池石材店	小池 利彦	静岡市葵区古庄三丁目1番3号	(般-03) 第 24539号	石